

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（抜粋）

（温室効果ガス排出削減計画書の作成等）

第十三条

事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、温室効果ガス排出削減計画書の作成は、事業活動環境配慮指針に基づいて行うものとする。

一～四 略

2 特定事業者以外の事業者（以下「中小排出事業者」という。）は、前項の規定の例により、温室効果ガス排出削減計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。

3 略

（温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出）

第十四条

前条第一項又は第二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、＜～中略～＞措置の実施状況を記載した報告書（以下「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（温室効果ガス排出削減計画書等の公表及び評価）

第十五条

知事は、第十三条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の温室効果ガス排出削減計画書の提出又は前条の規定による温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出があったときは、速やかにその概要を公表するとともに、その内容について評価を行うものとする。

2 知事は、前項の評価を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を公表するものとする。

岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画（抜粋）

条例に基づき提出された温室効果ガス排出削減計画書や削減実績報告書等（削減計画書等）は、県において計画内容や温室効果ガス排出量削減状況等の評価・公表を行い、積極的に温室効果ガス排出削減に取り組めるよう優良事業者に対する顕彰制度や優遇施策の創設を検討します。